

議事日程第1号

令和2年11月30日(月)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第118号から第120号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議案上程(議案第121号から第160号まで及び報告第10号)

提案理由の説明(市長)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	船 木 道 晴
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	佐 藤 透	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	小 玉 博文	産業建設部長	柏 崎 潤 一
企 業 局 長	八 端 隆 公	企画政策課長	伊 藤 徹
総 務 課 長	鈴 木 健	財 政 課 長	佐 藤 静 代
税 務 課 長	菅 原 章	福 祉 課 長	小澤田 一 志
生活環境課長	畠 山 隆 之	観 光 課 長	三 浦 一 孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智 志	農林水産課長	畠 山 喜 美
病院事務局長	田 村 力	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学 校 教 育 課 長	加賀谷 正 人
監査事務局長	高 桑 淳	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
上下水道課長	小 野 肇	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

## 午前10時00分 開 会

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。これより、令和2年12月定例会を開会いたします。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

---

○議長（吉田清孝君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

3番畠山富勝君、4番伊藤宗就君を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第118号から第120号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第118号から第120号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第118号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 9 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 0 号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

---

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第 1 1 8 号から議案第 1 2 0 号までの条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 1 1 8 号は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 1 1 9 号は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 1 2 0 号は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） おはようございます。

それでは私から、議案第 1 1 8 号から第 1 2 0 号までの各議案について御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の 1 ページをお願いいたします。

最初に、議案第 1 1 8 号、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を 0. 0 5 月分引き下げる改定をするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

条文の第1条では、今年度の6月期は既に支給されていることから、期末手当の額を「100分の125」から「100分の120」とし、12月期に支給するもので、再任用職員についても同じく「100分の70」から「100分の65」とするものであります。

第2条では、6月期と12月期の支給割合を均等にするため、第1条で改定した「100分の120」から「100分の122.5」にするもので、再任用職員についても同じく「100分の65」から「100分の67.5」とするものであります。

次のページをお願いします。

附則として、施行期日を令和2年12月1日とするものでありますが、第2条の規定については、令和3年4月1日からとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第119号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる改定をするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

条文の第1条では、期末手当の額を「100分の157.5」から「100分の152.5」とし、12月期に支給するものであります。

第2条では、6月期と12月期の支給割合を均等にするため、第1条で改定した「100分の152.5」から「100分の155」にするものであります。

附則として、施行期日を令和2年12月1日とするものでありますが、第2条の規定については、令和3年4月1日からとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第120号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を

0. 0 5月分引き下げる改定をするため、本条例の一部を改正するものであります。  
次のページをお願いします。

条文の第1条では、期末手当の額を「100分の155」から「100分の150」とし、12月期に支給するものであります。

第2条では、6月期と12月期の支給割合を均等にするため、第1条で改定した「100分の150」から「100分の152.5」にするものであります。

次のページをお願いします。

附則として、施行期日を令和2年12月1日とするものでありますが、第2条の規定については、令和3年4月1日からとするものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番小松穂積君の発言を許します。

○9番（小松穂積君） 提案されました全般についてお尋ねいたしますが、ちょっと私もこう経緯の中で、この月数、これをまあ決めてきた経緯、頭がまあ整理されなくて、ある意味確認的な質問になるわけですが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、職員と特別職の割合が、分子の部分か、それが違いがあるというのはどういう経緯から。まあ普通、特別分だから高いんだよというふうな認識だと思うんですが、そこもう一度部長の方からお願ひしたい。

それから、まあ同じ特別職でも市長、副市長、教育長、それと議会議員も特別職なりまして、まあこの通常であれば、よその議会を見れば、同じような比率で出ているわけでありまして、本市の場合、少し差が出た、何ぼだ、100分の25っていうんだか、その分が0.25カ月分ですか、それがまあ違いがあるわけですが、どういう経緯があったのかどうかお知らせください。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

---

午前10時12分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

佐藤総務企画部長の答弁を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

一般職と特別職の部分の率の違いについてでありますけれども、一般職については期末手当のほかに勤勉手当が支給されております。しかしながら、特別職については勤勉手当の支給がございませんので、その分の差となっております。

また、市議会議員の率の部分についてでございますけれども、以前改正したときに、いろいろ議論がある中で引き下げ等が行われていたというような経緯があるように聞いてございますが、その辺の経緯については今ちょっと手元に資料ございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。9番

○9番（小松穂積君） 今の説明で、一般職と特別職の率の部分については、まあ職員には勤勉手当があるんだというふうなことで、まあそれを加えるとほぼ同等なのかどうかちょっとわからないんですが、そこ答えなかったんですが、勤勉手当については、6月だったか9月だったか一部改正した経緯もあったりして、まあその部分を加えて同じになるのか。やはり、やっぱり特別職が上なのかどうか。その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、議会と三役との違いについては、東日本大震災だとか社会の情勢等がいろいろあって、議会もやっぱり少し上げなくてもいいんでねえがってということで、結果、確か差額がついたというふうに、まあ私は実は知っていたんですけども、でも並べるといような考え方もまあ試してみたり、まあいいや、それはそれぞれ自主性があるわけですから、それはまあそれでもいいだろうというふうなことを思うわけであります。で、まあその上で、この手当については、あんまりこの議会でも、よそ様の議会でもあんまりその議論してるというのはあんまり新聞には出なかつたりするんですが、やっぱりこのコロナ禍のこういう社会情勢の中でですね、それからまあ、今年はまだまあやむなしというふうな感じを受けるんですが、ある意味、先を見通した場合には、やっぱりその企業なり、一般の商売をやってる方、あるいは農家、漁家の方々、商店街の方々、非常に経済的に今年の場合、苦しい結果を出されるのかなというふうに思うんです。その上で考えていきますと、当然、市民税等にも当然それが反映され

てくるわけでありまして、そういうときですね、やはりこういう給与そのものはなかなか、今まあ国の人勧では基礎の方も下げてもいいんでねえがみたいな、若干そういうようなニュアンスもあるんですが、私どももやっぱり県の人事委員会だけでなくですね、やはり市民の動向の中でやっぱりそういうところもまた考えていくべき時期にも来てるのかなというふうに思います。市長は来年の改選もあるわけで、そんなところも踏まえてこの後議論がなされるかと思えますけれども、どうかその点、今日答えは出ないと思うんですが、考え方としてをお示しいただければ。まあ副市長あたりが適任だと思うんですが、その辺お願いしたいなと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木副市長

【副市長 船木道晴君 登壇】

○副市長（船木道晴君） 一般職や特別職を問わずですね、これまで私どもとしては秋田県の人事委員会の給与勧告に従って改定をしてきてございます。当然、今般の期末手当の引下げにつきましても、県の方で給与実態、民間の実態調査をしております、昨年の多分8月から今年の7月ぐらいまでの1年間で支給された手当の率等を参考にしているものと思っております。したがって、この後、今年の12月期の民間のボーナス、これがかなり報道等によりますと引き下がるのではないかとといったようなことが言われておりますので、当然、来年度の県の人事委員会の勧告にもこの部分が反映されてまいりますので、より今年度よりも下がる、支給割合が下がる可能性がございます。私どもとしては、当然、市で単独で給与実態調査をするということとはなかなか困難でございますので、より市に近い、国ではなくて県の人事委員会の勧告を尊重しながら、まあ今後もやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

細かい資料ちょっと手元にございませんで大変申し訳ないんですが、一般職に関しては、勤勉手当、先ほど説明しましたように勤勉手当と期末手当の二本立てになっております。期末手当については2.5月。勤勉手当については1.85月として、合わせて年間で4.35月というのが現状でございます。特別職については、先ほど



お話ししましたように3. 15月分が期末手当として支払われるという状況でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○9番（小松穂積君） よろしいです。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 9番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第118号から第120号までを一括して採決いたします。本3件については原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第118号から第120号までは原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第121号から第160号まで及び報告第10号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第121号から第160号まで及び報告第10号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

【職員朗読】

- 議案第 1 2 1 号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 2 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 3 号 男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 4 号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 5 号 男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定について
- 議案第 1 2 6 号 男鹿市総合計画について
- 議案第 1 2 7 号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 8 号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 男鹿市斎場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 3 号 温浴ランドおがの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 4 号 夕陽温泉W A O 及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 5 号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 6 号 なまはげ館の指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 7 号 サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 8 号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 9 号 男鹿市体育施設等の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 0 号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 1 号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 2 号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 3 号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 4 号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について

- 議案第 1 4 5 号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 6 号 八ッ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 7 号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 8 号 館沼牧野及び館沼第 2 牧野の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 9 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議案第 1 5 0 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 1 5 1 号 令和 2 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 2 号 令和 2 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 3 号 令和 2 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 4 号 令和 2 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 5 号 令和 2 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 6 号 令和 2 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 7 号 令和 2 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 5 8 号 令和 2 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 5 9 号 令和 2 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 6 0 号 令和 2 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 1 0 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

---

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 本日、令和 2 年 1 2 月定例会を招集し、諸議案の御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、男鹿みなと市民病院の発熱外来開設についてであります。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、県では、発熱等の症状がある方が、地域の医療機関で安心して受診、検査が受けられる体制の整備を進めております。

男鹿みなと市民病院では、秋田県診療・検査医療機関の指定を受け、明日から特設の発熱外来を開設いたします。

市民の皆様には、受診の仕方、電話番号等を記載したチラシを広報おが12月号に折り込み、周知してまいります。

なお、これまで運営しておりました男鹿潟上南秋地区新型コロナウイルス感染症対策検査センターは、本日をもって閉鎖いたします。

市民の皆様におかれましては、引き続き、基本的な感染対策に加え、適切な感染防止策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、男鹿みなと市民病院の経営改善の取組についてであります。

男鹿みなと市民病院では、今年度、経営コンサルタントの実行支援を受け、経営改善の取組を進めております。

4月から9月までの上半期における、取組による経済効果を1,851万4,000円と算定しております。

また、本年度の年間経済効果を5,661万1,000円と見込んでおります。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありますが、引き続き、経営改善の取組を推進してまいります。

次に、令和2年度明日を創る新成人の集い「男鹿市成人式」についてであります。

来年1月10日に開催予定としておりますが、コロナ禍での開催となるため、密にならないように、卒業中学校別に控え室を設け入場してもらうとともに、会場では座席を指定するほか、来賓は招待せず、式典の内容を一部変更し時間を短縮するなど、万全の感染防止対策を講じた上で開催してまいります。

次に、第58回なまはげ柴灯まつりについてであります。

来年2月12日から14日までの日程で開催予定としておりますが、コロナ禍での開催となるため、事前予約制の導入や入場者数を制限するなど、万全の感染拡大防止対策を講じた上で開催してまいります。

なお、事前予約の申込みは、明日から特設サイト等で受付を開始いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応として実施している主な経済対策の実施状況についてであります。

観光業者への支援策では、緊急宿泊支援事業において、11月26日現在、7,264人、1億122万1,923円の利用があり、補助予定額は3,629万4,615円となっております。

また、緊急観光施設利用促進事業において、先月21日にプレミアムパスポートが完売し、販売数は8,929枚となっております。

市内事業者の支援策では、プレミアム付商品券補助事業において、プレミアム率20パーセントの商品券を総額7億2,000万円分発行し、先月16日に完売したところではありますが、10月末現在で約5億円の利用となっております。

今後は、プレミアム付商品券の有効使用期間が年内となっていることから、引き続き商工会と連携し、広報おがやホームページ、防災行政無線等を活用して、期限までに使用していただくよう市民の皆様に周知してまいります。

農業関係者の支援策では、市内直売所販売手数料支援事業において、市内4直売所の会員に対し10月分まで約418万円を支給しております。

畜産関係者の支援策では、肉用牛肥育経営緊急支援事業において、2肥育農家に対し8月分まで30万円を支給しております。

漁業関係者の支援策では、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金支給事業において、支給対象者51人に対し1,020万円の支給を完了しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策漁業持続化支援事業において、個人漁業者及び漁業法人合わせて115人に対し、1,330万円を支給しております。

次に、観光の状況についてであります。

本年8月から10月における観光客の日帰り客数は、8月が21万6,991人、9月が18万8,746人、10月が17万8,052人で、去年同期と比較して8月が64.8パーセントの減、9月が7.6パーセントの減、10月が3.9パーセントの増となっております。

また、宿泊客数は、8月が9,499人、9月が1万132人、10月が1万4,804人で、去年同期と比較して8月が43.6パーセントの減、9月が25パーセントの減、10月が20.5パーセントの増となっております。

この要因についてであります。8月は新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大したことによる移動の自粛によるもの、9月以降は市の緊急宿泊支援事業、県のプレミアム宿泊券の発行、国のGoToキャンペーンなどの施策により観光客の動きが回復したことによるものと考えております。

次に、雇用情勢についてであります。

9月末現在の秋田県の有効求人倍率は1.23倍となっております。

一方、ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は0.87倍となっており、昨年同期と比較して0.31ポイントの減となっております。

次に、オガーレの状況についてであります。

10月末現在のレジ通過者数は約13万8,000人、総売上げでは約2億2,900万円となっており、前年同期の累計と比較しますと、レジ通過者数で約1万7,000人の減、総売上げで約1,900万円の減と伺っております。

次に、農業の状況についてであります。

水稲は天候に恵まれ、本市を含む県中央部の作況指数は、104の「やや良」となっております。

品質については、一等米比率が91.2パーセントで平年並みとなっております。

J A秋田なまはげや主食集荷業者によりますと、主食用米の買入れ状況は、出荷契約数量15万3,000俵に対し、今月19日現在の買入れ数量は17万3,000俵、約113パーセントとなっております。

メロンは、出荷数量で21パーセント程度前年を下回りましたが、販売単価で24パーセント上回り、販売金額は前年対比約97パーセントの1億1,802万円となっております。

和梨は、春先の低温、霜、雹の被害により、出荷数量で34パーセント程度前年を下回りましたが、販売単価で44パーセント上回り、販売金額は前年比約95パーセントの1億5,800万円となっております。

転作大豆は、刈取り作業が終了し、現在、選別作業を進めているところでありますが、長雨による品質低下が目立つ状況となっております。

また、秋田県たばこ耕作組合によりますと、葉たばこは、今月25日から出荷が始まり、本日で終了予定であります。長雨による被害の拡大があり、減収の見込みと

伺っております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年1月から10月までの漁獲量は2,868トン、漁獲金額は8億5,691万円で、昨年同期と比較し、漁獲量で170トン、6パーセントの増、漁獲金額では2,145万円、2パーセントの減となっております。

また、今年のハタハタの沖合底引き網漁は、今月1日に初水揚げがあり、今月25日現在の漁獲量は2.9トンとなっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例案についてであります。

議案第121号は、非常勤職員の育児休業等に関し、育児休業をすることができる期間など必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第122号は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第123号は、消防団員の処遇改善を目的として、消防団員の費用弁償を引き上げるものであります。

次に、議案第124号は、工場等の新增設の促進を図り本市産業経済の振興に資することを目的に、奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を5年間延長するものであります。

次に、議案第125号は、男鹿駅周辺を人々が集い、交流する場として広く市民に供するとともに、新たな事業展開を目指す者等を支援することにより、地域経済の発展及び新たな活力の創出を図るため、男鹿駅周辺広場の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第126号の男鹿市総合計画については、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする男鹿市総合計画を定めるものであります。

次に、議案第127号から議案第148号までの指定管理者の指定22件については、本市の公の施設について、令和3年4月以降の指定管理者をそれぞれ指定するものであります。

次に、議案第149号の秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、秋

田縣市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するものであります。

次に、予算案についてであります。

議案第150号の一般会計補正予算は、ふるさと納税返礼業務費、放課後児童健全育成事業補助金返還金、個人番号カード交付事業費、感染症予防事業費、教師用教科書・指導書購入費のほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ2億130万円を追加するものであります。

次に、議案第151号から議案第154号までの各特別会計の補正予算については、前年度決算による調整のほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

次に、議案第155号の男鹿みなと市民病院事業会計補正予算については、入院外来収益及び経常経費並びに資本関係費の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

次に、議案第156号から議案第160号までの上水道、ガス及び下水道事業会計並びに各集落排水事業会計の補正予算については、収支全般の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

次に、報告第10号については、公用車運転中の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

---

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日12月1日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 御異議なしと認めます。よって明日12月1日は議事の都合に



より休会とし、12月2日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前10時46分 散 会

